## かえつメディカルフィットネス「ウオーム」規約

[目 的]

第 1条:本会は、運動に対する正しい理解と関心を深め、生活習慣病の予防・改善を図っていく。併せて心身の 育成・健康な生活を目指す事を目的とする。

〔入会手続き〕

- 第 2条 :(1) 本会希望者は別に定める入会申込書一式に必要事項を記入し、書類確認を受ける。
  - (2) 入会申し込みは随時受け付けできるものとする。

[入会金・会費の支払い]

- 第 3条 :(1) 会員は別に定める入会金を納入しなければならない。
  - (2) 会員は別に定めるところにより月会費を1ヶ月毎に、納入しなければならない。 当月10日が自動引き落し日となる。

また休日等で引き落とし日が変わる場合がある。

- (3) 事前の意思表示なき場合、如何なる理由でも会費が発生するものとする。
- (4) 諸事情により振込み不能な場合は現金でお支払いいただくものとする。
- (5) 会員の種別の変更により会費も変更されるものとする。

〔会費の滞納〕

第 4条 : 会員が事前の承認手続きをとる場合のほか、正当な理由がなく3ヶ月間会費等の納入を怠った時は利用を停止し 退会となる場合がある。

[退 会]

- 第 5条 :(1) 諸事情により退会の場合は当施設に申請する。
  - (2) 退会効力は、申請した翌月からとする。

[休 会]

- 第 6条 :(1) 諸事情により休会の場合は当施設に申請する。
  - (2) 休会効力は、申請した翌月からとする。

〔再 開〕

- 第 7条 :(1) 休会後の再開の場合は当施設に申請する。
  - (2) 再開効力は、申請した翌月からとする。
  - (3) 当月に再開希望の場合は、当施設に申請し、月会費から休会費を引いた金額を支払後、再開とする。

[各種申請日]

第 8条 : (1) 退会、休会、再開などの手続きは**月末(月の最終営業日まで)**に当施設に所定の用紙で申請し、 翌月から適応とする。

[会員のモラル]

- 第 9条 : 会員は下記の事項を厳守する。
  - (1) 館内ではスタッフの指示に従いルールを守ること。
  - (2) 本会の秩序を守り、本会の目的にそうよう努力すること。
  - (3) 健康づくりの仲間として会員同士の協調性を保ち、明朗快活且つまじめな行動をすること。

[除 名]

- 第10条 :本規約に違反するなど、会員としてふさわしくないと認めたものに対して除名することができる。 〔館内の管理及び責任〕
- 第11条 :(1) 会員は館内において別に定める施設利用規定に従うこと。
  - (2) 会員が前項の管理規定に従わないために発生した盗難及び傷害などの事故については、本施設は 賠償責任を一切負わないものとする。
  - (3) 第2項以外の場合において、運動中の事故に関して被害事実を確認の上、本施設の館内管理に 過失がある場合は損害賠償の責を負うものとする。

[個人情報の管理]

- 第12条 : (1) 本会は知り得た会員の個人情報について、厳正な管理の下で安全に蓄積・管理し、会員または 第三者の生命・身体に危険を及ぼすような正当な理由がある場合を除いて、これを第三者に漏ら すことはないものとする。
  - (2) 会員本人の同意が得られた場合、学会等外部発表資料として個人情報を使用できるものとする。

[変更事項]

第13条:会員は、住所または連絡先、銀行口座など入会申し込み事項に変更のあった場合、速やかに届け出るものとする。 [改 正]

第14条 : 本規約の変更および追加は本施設の定めるところにより、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

[施 行]

第15条:本規約は2023年4月1日より施行する。